

茨木市立保育所及び小規模保育施設における独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。第3において「法」という。）第17条第4項の規定により、市立保育所及び小規模保育施設の入所児童の保護者等（第2において「保護者等」という。）から徴収する共済掛金について定めることとする。

(共済掛金)

第2 保護者等から徴収する共済掛金の額は、別表に定めるとおりとする。

(共済掛金の免除)

第3 入所児童の保護者等のうち、各年度の5月1日（同月2日以後に新たに法第16条第1項の同意をした者にあつては、当該同意をした日）において、次の各号のいずれかに該当するものについては、経済的理由により、共済掛金を徴収しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前号に掲げる者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者

(委任)

第4 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から実施する。

別表

種別		年額 (児童等1人あたり)
保育所・ 小規模保育施設	一般	240円
	要保護	0円